

本日の会議に付した事件

平成29年第2回山元町議会定例会(第1日目)

平成29年6月7日(水)午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 6号 専決処分の報告について(工事請負契約金額の変更)
日程第 5 報告第 7号 専決処分の報告について(工事請負契約金額の変更)
日程第 6 報告第 8号 専決処分の報告について(工事請負契約金額の変更)
日程第 7 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書について(平成28年度山元町一般会計)
日程第 8 報告第10号 事故繰越し繰越計算書について(平成28年度山元町一般会計)
日程第 9 議案第11号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
日程第10 議案第32号 山元町農業委員会の委員及び山元町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

午前10時00分 開 議

議 長(阿部 均君)ただいまから、平成29年第2回山元町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
〔議事日程は別添のとおり〕

議 長(阿部 均君)日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、11番橋元伸一君、12番青田和夫君を指名します。

議 長(阿部 均君)日程第2. 会期の決定を議題といたします。
会期日程案はお手元に配布のとおりです。
お諮りします。
本定例会の会期は会期日程案のとおり、本日から6月15日までの9日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長(阿部 均君)異議なしと認めます。
本定例会の会期は本日から6月15日までの9日間に決定しました。

議 長(阿部 均君)これから、議長諸報告を行います。
事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。
事務局長(武田賢一君)はい、議長。議長諸報告。

1、議会閉会中の動向

5月31日から6月1日、全国町村議会議長・副議長研修会と県選出の国会議員との懇談会が東京で開催され、出席しました。

5月25日、岩手県大船渡市議会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

6月5日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、出席しました。

(総務民生常任委員会)

5月24日、6月2日、委員会が開かれました。

(議会運営委員会)

6月6日、委員会が開かれました。

(全員協議会)

5月22日、6月2日、協議会が開かれました。

2、請願（陳情）の受理

陳情2件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3、長送付議案等の受理

町長から議案等19件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4、質問通告書の受理

議員10名から一般質問の通告があり、これを受理したので、その一覧表を配布しております。

5、監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

6、説明員の出席要求

本定例会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

7、その他特に報告すべき事項

町長から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等19件を山元町議会先例97番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回山元町議会定例会が開会され、平成29年度補正予算案を初めとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

大震災から7年目を迎え、我が町は山元町震災復興計画の発展期の2年目を迎えました。町政史上、かつてない予算規模と執行体制のもと、チーム山元、心を一つに取り組

んできた新市街地整備事業も昨年度末までに3つの市街地全ての復興公営住宅整備が完了し、復興はそのステージを住まいの再建からなりわい、にぎわいの再生へと軸足を移しつつあります。

その象徴とも言うべき企業等の立地や操業再開の動向についてですが、今年度は発展期にふさわしく、これまで懸命に取り組んできた事業が一つ一つ着実に成果を上げ、町内各地で新たな動きが顕著になってまいりました。つばめの杜地区の小規模商業施設用地においては既に営業を開始しているコインランドリーに加え、新たにタクシー会社、理容室、飲食店などの整備が予定されており、年内にも営業が開始される見込みとなっております。店舗完成の暁には、町の新たな商業拠点として魅力的な中心市街地が形成され、地域のにぎわいの創出に貢献していただけるものと期待しております。

また、新市街地以外でも今月下旬には農機具販売業の株式会社五十嵐商会在小平地区に事業所を新設し営業を開始するのを皮切りに、7月上旬には危険物用倉庫の製造販売を行う有限会社アークテックが小平地区から花釜地区に移転し、増設した新工場での操業を開始し、8月上旬には牛橋地区で化粧品製造販売の株式会社コスメティック・アイダが操業を再開するほか、小平地区に新たに立地する医療用機器メーカーの京浜ハイフロー販売株式会社が来春の操業開始を目指し新工場の建設に着手するなど、1年を通じてさまざまな企業の進出が続いてまいります。

町といたしましても、新たな企業等の立地や操業再開により雇用の創出と地域経済の活性化、若者の定住促進など町の復興政策にも大いに貢献していただけるものと期待しているところであり、今後とも全力で企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、東日本大震災からの復興創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。

初めに、町民の安全安心と防災に強いまちづくりを目指し整備を進めている山下・坂元両地域の地域交流センターについてですが、つばめの杜地区に建設中のつばめの杜ひだまりホールについては、躯体工事が完了し各階の内装工事、設備工事を進めているところであり、町東地区に建設中のふるさとおもだか館については備品の据えつけ、支所窓口の開設、坂元合同庁舎からの引っ越しの準備を進めているところでもあります。なお、施設の供用開始はふるさとおもだか館については8月1日、つばめの杜ひだまりホールについては10月1日となっており、それぞれの施設の供用開始前には開所式を開催する予定であります。

次に、通勤通学や駅前商店での買い物、町のイベント時の活用など幅広い利用が見込まれるJR山下駅の駅前駐車場の利用状況についてですが、12月の供用開始当初は日平均の駐車台数は約36台にとどまっておりましたが、その後、施設の周知等が図られたこともあり、徐々に利用者が増加に転じ、4月末現在の駐車台数は約40台と計画値に近づいております。特に、プリペイドカードの利用者の伸びが顕著となっており、町といたしましては今後も地域交流センターの開館や新市街地を中心とした居住世帯の増加による影響等も含め、利用状況や収支を注視しながら利用条件等の見直しも含め検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ふるさとおもだか館の隣に建設中のJAみやぎ亘理坂元支所についてですが、工事が完了したことから、今年9日に開所を迎えることとなりました。また、近隣に建

設される坂元駐在所についても、来春の完成を目指し今秋にも着工する予定であると伺っております。これらの施設の開所により、新駅を中心とした坂元地区全体のさらなる活性化と利便性の向上につながるものと考えており、今後も引き続き連携を強化してまいりたいと考えているところであります。

次に、医療福祉関係の動向についてですが、山元町、亘理町、宮城病院との相互協力協定に基づき、先月16日、3者による意見交換会を開催し、救急医療体制に係る支援策や小児科医による外来診療及び乳幼児健診事業等を通じ宮城病院とのさらなる連携強化を図るため、意見を交わしたところであります。また、山元町震災復興計画において医療や福祉関連の集積する医療福祉ゾーンと位置づけられている桜塚地区に建設予定の高齢者向け福祉施設については、先月24日、施設サービス拠点の施設整備事業者を社会福祉法人清和会と松村吉一医師の2者に決定したことから、立地に向けた業務協定調印式をとり行ったところであります。施設の概要を申し上げますと、両施設とも来春の開所を目指し、今夏から秋にかけて着工し、清和会が建設する地域密着型特別養護老人ホームについては鉄筋平屋建て構造、床面積が約2,000平方メートル、ショートステイ施設も併設されることであり、松村吉一医師が建設するサービス付き高齢者向け住宅については木造平屋建て構造、床面積が約1,000平方メートルとなっており、デイサービスも実施すると伺っております。

さらに、浅生原地区には新たに内科医院が11月からの開院を目指し、今月10日にも着工する予定とのことであり、町の医療福祉の充実に向け弾みがつくことを期待するとともに、町といたしましても長寿社会を支えるため、町内の医療機関等との連携をこれまで以上に強化してまいりたいと考えております。

次に、津波被災住宅再建支援制度についてですが、昨年度までの制度利用実績と今後の基金残高の見通しを踏まえ、被災者の生活再建をさらに後押しできるような制度の見直しを検討してまいりましたが、新たな支援の枠組みが決定したことから今議会において追加支援に係る補正予算案を計上しております。具体的に申し上げますと、既存支援策の拡充としては津波防災区域から町内へ移転した場合の再建補助を150万円から250万円に、津波防災区域第3種区域における現地再建補助を100万円から200万円に、丘通り世帯の補助を全壊の場合は50万円から100万円に、大規模半壊の場合は25万円から50万円にそれぞれ引き上げております。また、新たな支援策として津波防災区域外津波浸水区域における町内移転、または現地再建した場合に100万円を、津波防災区域第2種区域で現地をかさ上げの上、新築等を行った場合に100万円をそれぞれ支給することとしております。

次に、4月1日に開通した山元南スマートICの近況についてですが、ネクスコ東日本の発表によりますと1日平均400台を超える利用があるものの、計画台数700台には届いていない状況であると伺っております。一方で、先月31日には町道久保間中山線と町道中山線の交差点に当たる万太郎橋のかけかえ工事が完了し、暫定ではありますが通行が可能となったことから福島県新地方面からのアクセスが向上し、さらなる利便性の向上と利用者の増加が期待されるところであります。町といたしましては、今後ともネクスコ東日本との連携を密にし、利用状況を分析しながら利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成32年度末までの完成に向け整備が進められている常磐自動車の4車線

化工事の進捗についてですが、岩沼ICから亘理ICの区間については、現在入札公告を実施しており、また亘理ICから山元ICまでの区間についても測量設計業務や工事用道路の準備工等が順調に進められ、近々着工する予定と伺っているところであり、4車線化が実現いたしますと、仙台方面から本町へのアクセス性が格段に向上し、物流のみならず人的交流や広域観光による地域振興など町の発展にも大いに寄与するものと期待しており、早期完成に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、減災効果が期待される第2線提として県が整備を進めている旧JR用地を活用した県道相馬亘理線改良工事の進捗についてですが、既に工事が進められている坂元川及び戸花川橋梁部及び新浜地区に加え、福島県境から町道上平磯線にかけての約1,200メートルの区間について新たに着工したところであり、その他の区間についても用地買収が完了した箇所から順次工事が進められ、平成31年度末までには工事が完了する見込みであると伺っております。

次に、沿岸部の土地利用の整序化と大区画圃場による営農の効率化に向けた山元東部地区農地整備事業の進捗についてですが、この5月までに農地約420ヘクタールの計画に対して畑約141ヘクタール、水田約26ヘクタールが整備され、この春には戸花工区に整備された水田において初の水稻作付が行われたところであり、また、先月11日にはことし2月に完成した笠野地区のトマト栽培用の園芸ハウスにおいて栽培したトマトの収穫が始まったことから、県や農協など関係者約30人にご臨席を賜り復興創生トマト出荷式を開催いたしました。当該施設は東部地区における営農の中核となる農業法人株式会社やまもとファームみらい野が活用しており、施設面積は約8,000平方メートルに及び、温度や湿度を自動調整できる最新のシステムを導入し、年間約300トンの出荷が見込まれております。本施設の完成により、町の農業の復興が一層加速するとともに農地整備事業の進捗に伴い今後株式会社やまもとファームみらい野を初めとする関係農業法人では最終的に600人規模の雇用も見込まれていることから、地元雇用の創出に大きく貢献していただけるものと期待しております。

次に、沿岸部における防潮堤整備事業の進捗についてですが、築堤はほぼ完成しており、ことし2月には牛橋地区の防潮樋門に続き一の沢樋門が完成し、4月から供用を開始したところであり、本施設は震災時の教訓を踏まえ、津波注意報等が発令された際に役場から遠隔で開閉操作ができる施設となっており、本町の津波防災対策のさらなる充実強化が図られたものと考えております。なお、現在坂元川河口部の工事が進められているところであり、全延長の完成は来年3月末となる予定であると伺っております。

次に、岩沼市亘理町山元町の枠組みで来年4月を目標に統合が予定されている消防広域化についてですが、同地域は消防防災体制の強化と効率的な運用を目的に平成26年度に県から広域化の重点地域として指定されており、広域化が実現しますと消防署の増改築費などさまざまな国の支援を受けることができます。これまで関係市町の担当者により事前協議を重ねてまいりましたが、広域化に向けた課題等について一定の整理ができたことから、消防広域化の協議会を設置し本格的に準備を進めることとなりました。なお、協議会の事務局は亘理地区行政事務組合内に設けられ、今後本部の場所や組織体制、施設の整備方針、経費負担などを協議する予定であります。

最後に役場庁舎新築復旧事業についてですが、平成25年度に新庁舎建設事業にかかわる条件整理を行う基本構想の策定に着手し、以降、住民を初め職員とのワークショップ

プや説明会等を経て幅広くいただいたご意見やご要望をもとに基本設計案を作成し、これに町民検討委員会、職員検討部会といった組織的な議論や議会との意見交換等を踏まえさらに検討を重ね、約3年半の歳月をかけ本体工事に係る実施設計が固まったことから、今議会において庁舎本体建設工事及び関連工事等に係る補正予算案を計上しております。工事の概要を申し上げますと、庁舎延べ床面積は約3,900平方メートル、鉄骨造り2階建ての構造となっており、事業費は庁舎周りの外構整備などの関連経費を含め約25億円を見込んでいます。また、工期についてはことし秋から来年末ごろまでを予定しており、平成30年度中の供用開始を目指し鋭意取り組んでまいります。

以上、東日本大震災からの復興創生に向けた最近の取り組みについてご報告申し上げます。引き続き、我が町の復興創生に向けてチーム山元一丸となり全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもこれまで同様ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに報告関係について申し上げます。報告第6号から8号までの専決処分の報告については山下・坂元両地区の地域交流センター新築工事請負契約及び災害廃棄物由来の再生資材の運搬工事について施工内容や数量に軽微な変更が生じたことに伴い変更契約を締結いたしましたので、これを報告するもの。報告第9号繰越明許費繰越計算書については、さきの議会定例会においてご可決いただきました平成28年度一般会計補正予算の繰越明許費について平成29年度に繰り越しましたので、報告するもの。報告第10号事故繰越繰越計算書については、道路新設改良事業において地権者の相続人の所在確定に不測の時間を要したことにより一部の事業が完了できなかったため、平成29年度に事故繰り越ししましたので、報告するもの。報告第11号山元町水道事業会計予算繰越計算書については、東部地区農地整備に伴う水道管移設工事を平成29年度に繰り越しましたので報告するものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。議案第32号については、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、山元町農業委員会の委員及び山元町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を新たに制定するもの。議案第33号山元町防災拠点地域交流センター条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、山元町防災拠点地域交流センター条例の制定に伴い、関係条例に所要の改正を行うもの。議案第34号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域から転入した被保険者に係る国民健康保険税を平成28年度に引き続き減免するため、所要の改正を行うもの。議案第35号山元町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、子育て支援策のさらなる充実を図る一環としてことし10月1日から助成対象年齢を高校終了時まで拡充するもの。

議案第36号及び37号の山元町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例等については、制度利用者の負担軽減を図るため受給資格の登録事項に変更がない場合に更新申請手続を省略できるよう、所要の改正を行うもの。議案第38号山元町町営住宅条例の一部を改正する条例については、町営新坂元駅周辺地区住宅の名

称を町営町東住宅に変更するもの。議案第39号平成29年度消防ポンプ積載車等更新事業に係る物品購入契約については、財産の取得について議会の議決を求めるもの。議案第40号については、町道28号上平磯線の道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの。議案第41号については、(仮称)山下地区地域交流センター備品購入事業において購入品目の追加変更があったことから、変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもの。議案第42号及び43号については、災害廃棄物由来の再生資材の運搬工事について、運搬先に変更が生じたことから設計内容の一部に変更が生じ工事費が減額となることから変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第44号平成29年度山元町一般会計補正予算(第2号)案について申し上げます。今回の一般会計補正予算は新庁舎建設に係る工事費や震災復興基金交付金を活用した追加支援策に係る経費を計上したほか、補助事業の交付決定に伴う予算等を措置するものであります。

初めに歳出予算の総務費については、財産管理費において新庁舎の本体建設工事及び庁舎周りの外構整備などの関連経費等を計上するとともに、企画費においては花釜区における被災地域での交流活動推進に対する補助金並びに横山区の集会所の施設備品整備に対する補助金について、それぞれ交付決定に基づき追加措置するものであります。また、諸費については牛橋区集会所建設に係る補助金を追加措置したほか、定住促進対策については補助金の交付実績が好調なことから今後の交付見込み額を上方修正し、既定予算額の不足分を増額するものであります。次に、衛生費については保健衛生総務費において岩沼市の南東北病院に依頼している2次救急医療業務について関係2市2町の協議結果に基づき当町の実績相当額の負担金を追加措置するものであります。

次に、農林水産業費については農業復興推進費において復旧した東部地区の畑地のさらなる地力回復を図るため町内の農業法人等が実施する堆肥等投入への支援に係る経費について計上するとともに、漁港施設復興推進費については復興交付金の交付決定に基づき漁具倉庫用地の測量設計費並びに漁港施設用地の舗装に係る調査設計費等を追加するものであります。次に、土木費については道路橋梁復興推進費において避難路として整備する上平磯線の用地取得費等について復興交付金の決定に基づき増額するとともに、都市計画復興水深費においては被災者の生活再建を後押しするため制度の拡充を検討してきた津波被災住宅再建支援事業について県からの基金を活用し増額措置するものであります。次に、消防費については常備消防費において消防広域化協議会に係る事務負担金を新たに計上するとともに、災害対策費においては高瀬区の防災備品を整備する事業について補助金の交付決定に基づき追加措置するものであります。

次に、教育費については小中学校の就学奨励費等に係る経費について、新入学児童生徒学用品費を増額するとともに、被災した児童生徒に対する心のケアと必要な支援を行うため緊急スクールカウンセラー等活用事業に要する経費を追加措置するものであります。また、生涯学習関係の予算については社会教育施設計画費において坂元地域交流センター整備に対して指定寄附があったことから、関係する経費を追加するとともに、体育施設費においてはスポーツ振興くじ助成金を活用し体育文化センター内のトレーニング機器の一部を更新するための経費を追加計上するものであります。

最後に、債務負担行為の補正については役場庁舎新築復旧事業に要する経費について期間及び限度額を設定するものであります。

なお、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては国県支出金を増額措置したほか、震災復興特別交付税や震災復興交付金基金繰入金等を増額し、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額措置した結果、歳入歳出それぞれ約24億6,000万円を増額し総額158億7,000万円余とするものであります。

以上、今定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましてはさらに関係課・室長に説明をさせますので、よろしく御審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。なお、今会期中に工事請負契約議案及び特別職の人事議案について追加提案する予定でありますので、ご提案申し上げました際にはご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これで提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第6号を議題とします。

本案について報告を求めます。

震災復興整備課長（三浦健彦君）はい、議長。それでは、報告第6号専決処分報告についてご説明申し上げます。

本件は地方自治法の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、報告の内容につきましては別紙配布資料No.1にてご説明いたしますので、ご覧願います。

本件は、(仮称)山下地区地域交流センター新築工事の請負契約の変更について、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので報告するものでございます。

続いて、項目及び内容の順でご説明申し上げます。

1、契約の目的については、平成28年度債務(仮称)山下地区地域交流センター新築工事でございます。2、契約金額については、現契約額18億5,098万9,320円から契約額を18億5,410万6,200円に変更するもので、その結果、311万6,880円増額とするものです。なお、これらは全て消費税を含むもので、0.17パーセント増となります。3、契約の相手方は仙建工業株式会社でございます。4、工事の場所は、山元町つばめの杜東地内でございます。

次に、5、工事の概要でございますが、こちら主な変更分の内容についてご説明申し上げます。第1に近接工事の鉄道保安対策について当初計上しておりませんでした、JR東日本との協議等により追加し、増工となったものです。第2に外部サインや街灯工事については外構工事業者と施行調整を行い、施工性を鑑みそちらの工事での施行とし、減工するものです。第3に3階人造大理石造作についてありから取りやめとし減工するものです。第4に1階文化研修ホール兼軽運動場のホール壁仕上げ材について有孔木板から不燃性及び経済性を考慮し有孔軽カル板を採用し、減額するものです。第5に外壁仕上げ材について左官岩肌からコスト縮減のため吹き付け小粒とし、減額するものです。6、工期については平成28年5月27日から平成29年7月31日までとなっております。

続いて、変更の理由ですが、隣接するJR常磐線に対してJR東日本との協議の結果、

近接工事対応が要請されその保安費を計上する必要があることによるものです。また、同一工期である外構工事との施工調整の結果及び維持管理を意識した内外装の仕様変更によるものでございます。以上、報告第6号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第6号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5．報告第7号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、報告第7号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分したのでこれを報告するものです。

報告内容につきましては、別紙配布資料No.2に基づき説明いたします。1、契約の目的、平成28年度債務（仮称）坂元地区地域交流センター新築工事。2、契約金額、現契約額9億8,723万2,320円に481万7,880円を増額しまして9億9,205万200円に変更したものです。3、契約の相手方、仙台市青葉区にございます大豊建設株式会社東北支店。4、工事の場所、山元町町地内。

5、工事の概要。まず1点目、調理台仕様変更につきましては車椅子を利用される方でも活用できるよう、固定式を昇降式に変更したものの。2点目、誘導灯仕様変更については誘導灯の照度を低いものから高いものに見直しし、あわせて設置数量を変更したものの。3点目、打ちっぱなし面コーン処理追加については躯体工事の進捗に伴い下地処理の設計数量に変更が生じたことから処理面積が増加したものの。4点目、地上目隠しルーバー下侵入防止追加については施工協議において屋上に設置した空調設備等の目隠しフェンス幅が安全管理上不足していると判断したことから変更したものです。なお、数量等につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

以上で、報告第7号専決処分の報告といたします。

議長（阿部 均君）報告第7号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第6．報告第8号を議題とします。

本案について報告を求めます。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。報告に当たりまして第2回議会定例会配布資料報告第8号、議案第42号、議案第43号関係図面、A3縦の図面をご覧ください。関連する議案の説明内容を一覧表にしております。また、図面のほうに記載しております事業一覧表のうち、黒色で着色されているものにつきましては、前回5月17日の臨時議会のほうで報告させていただいている案件を示しております。

それでは、報告第8号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。地方自治法の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案の概要につきましてはお手元に配布されております資料のNo.3をご用意いたします。初めに提案理由でございますが、再生資材運搬工事におきまして工事の一部に変更が生

じましたことから地方自治法の規定に基づき専決処分したもので、報告するものでございます。

次に主な項目と内容についてご説明させていただきます。1、契約の目的でございますが、平成28年度再生資材運搬工事（その2）でございます。2、契約の相手方ですが荒木建設工業株式会社東北支店で、町内に支店を置く企業でございます。3、契約の金額でございますが、現契約額が7,315万8,120円に対しまして352万6,200円を減額、変更後の契約額としましては6,963万1,920円としたものでございます。なお、減額率としましては4.82パーセントとなっております。次に4番、工事の場所でございますが、山元町新浜地内ほかでございます。

次、5、工事の概要です。変更分の説明になりますけれども、土砂の運搬工及び整地工におきまして2,500立方メートル増工し、2万9,200立方メートルとなっております。6、工期は平成28年12月16日から平成29年5月30日までとなっております。

次に7、変更理由でございますが、大きく分けて2点ございます。1点目としましては、土砂の運搬先について当初牛橋地区のスポーツゾーンの基盤かさ上げを目的として搬出を予定しておりましたが、搬出先の底地の問題が発生し、搬出することができなくなったことから新たな搬出先を検討しまして、新浜地区の防災緑地ゾーンへ搬出先を変更してございます。結果、運搬距離が当初5.3キロメートルから0.6キロメートルに変更となり、運搬単価が減となっております。2点目としましては、土砂の運搬先の現地測量の結果、計画高さの必要収量にあわせて運搬土量を増工するものでございます。運搬単価の減と運搬土量の増が生じ、トータルでは減となっております。なお、議決の経緯でございますけれども、平成28年第4回山元町議会定例会議案93号として議決をいただいている案件でございます。

以上が報告第8号の概要となります。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）報告第8号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第7. 報告第9号を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、報告第9号繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。こちらはさきの3月議会におきまして明許設定をいたしました平成28年度一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき具体的な繰越額をご報告させていただくものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成28年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。計算書の見方につきましては、左から順に予算科目、事業名の欄となっております。続いて金額の欄には先の3月議会で設定いたしました繰越限度額を記載してございます。この繰越限度額の範囲におきまして、平成28年度決算に基づく確定した繰越額を記載したものが翌年度繰越額の欄となっております。その財源内訳を右側の欄に記載しておりますのでご覧いただければと思います。今回、合計25事業を実際に繰り越しております。

それでは、繰越額が1億円を超す主な事業につきましてご説明申し上げます。まず、第2款総務費第1項総務管理費の山元町防災行政無線屋外子局等更新事業でございます。こちらにつきましては、個別受信機が受注生産のため納品まで日数を要するほか、外部アンテナにつきましても1件ごとに調査を実施しながらの設置となるため、相当の期間を要することから繰り越しをしたものでございます。明許繰越額が3億2,500万円余でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は3億2,200万円余りとなっております。次に、第4款衛生費第2項清掃費の東日本大震災災害廃棄物処理事業でございます。こちらにつきましては、震災により発生した津波由来土砂や各種復興事業により発生した残土を既存のストックヤードから運搬するほか、防災緑地の基盤整備を実施するものでございますが、関係機関との調整に不測の日数を要していることから繰り越しをしたものでございます。明許繰越額が8億2,300万円余でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は4億2,300万円余りとなっております。次に、第6款農林水産業費第1項農業費の農畜産物輸出拡大施設整備事業でございます。こちらにつきましては、イチゴ生産技術高度化施設及びその附帯施設設備の導入に要する経費に対して補助するものでございますが、造成工事及び施設整備に係る部材の調達に日数を要し、年度内完成が困難となったことから繰り越ししたものでございます。明許繰越額が2億500万円余りでございましたが、その全額を繰り越してございます。次に、農山漁村地域復興基盤総合整備事業でございます。こちらにつきましては、山元東部地区農地整備事業において、換地に係る地権者の意向確認等に不測の日数を要したことから繰り越ししたものでございます。明許繰越額が1億400万円余りでございましたが、実際翌年度に繰り越した額は1億100万円余りとなっております。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。次に、第8款土木費第2項道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業でございます。こちらにつきましては、町道頭無西牛橋線橋梁整備工事などにおきまして関係機関及び工事間の事業調整に不測の日数を要したことから繰り越しをしたものでございます。明許繰越額が16億6,300万円余りでございましたが、実際翌年度に繰り越した額は14億7,400万円余りとなっております。最後に幹線道路等整備事業でございます。こちらにつきましては、町道上平磯線、町道山下花釜線道路改良工事におきまして用地取得に時間を要したことから繰り越しをしたものでございます。明許繰越額が2億400万円余でございましたが、実際翌年度に繰り越した額は1億9,500万円余りとなっております。

以上、25事業合計いたしまして一番下の合計欄でございますが、明許繰越額の合計が37億5,900万円余りとなっておりますが、そのうち31億400万円余りを平成29年度に実際繰り越したということとなります。財源内訳につきましてはこちらの記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）報告第9号繰越明許費繰越計算書について（平成28年度山元町一般会計）を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第8．報告第10号を議題とします。

本案について報告を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、報告第10号事故繰越繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

こちらも地方自治法施行令の規定に基づきまして具体的な繰り越しの額を報告させていただくものでございます。

1ページをお開き願います。平成28年度山元町一般会計事故繰越繰越計算書でございます。こちらはいわゆる突発的な事象により年度内に支出が終わらなかったため、やむを得ず翌年度に繰り越すものにつきましてその理由等をご説明申し上げるものでございます。計算書の見方につきましては、左から順に予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額、その隣には支出状況を記載しております。また、繰越額、その財源内訳に続きまして表の一番右の欄にそれぞれの事業についての繰越理由を記載しておりますので、ご確認いただければと存じます。平成28年度から29年度に事故繰り越しするものについては2件となっております。

まず、第8款土木費第2項道路橋梁費道路新設改良事業でございます。表の中央、翌年度繰越額の欄をご覧いただきたいと思いますが、2,270万円余りを事故繰越するものでございます。その理由でございますが、町道町戸花線、中浜滝の前線整備事業におきまして、地権者の相続人の所在確定に不測の日程を要し年度内の用地買収が困難となったためでございます。続きまして、同じく第8款土木費第2項道路橋梁費社会資本整備総合交付金事業でございます。2,560万円余りを事故繰越するものでございます。その理由でございますが、町道新浜諏訪原線整備事業におきまして地権者の相続人の所在確定に不測の日数を要し、年度内の用地買収が困難となったものでございます。

以上、2件事務繰越の合計額でございますが、表の一番下になります。中央部分で4,840万円余りを繰り越したということとなっております。説明は以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）報告第10号事故繰越繰越計算書について（平成28年度山元町一般会計）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第9．報告第11号を議題とします。

本案について報告を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、報告11号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

平成28年度山元町水道事業会計予算の繰り越しにつき、別紙のとおり地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

ページをお開きください。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。款項事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費東部地区農地整備に伴う水道管移設工事でございます。予算計上額は1億2,547万1,000円、支払い義務発生額は8,502万6,575円、翌年度繰越額が2,149万2,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。不用額は1,895万2,425円となっております。繰越理由といたしましては、山元東部地区農地整備事業との調整に不測の日数を要したためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、お願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）報告第11号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（阿部 均君）日程第10. 議案第32号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。議案第32号山元町農業委員会の定数及び山元町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について説明いたします。配布されております条例議案の概要にて説明いたしますので、配布資料No.4をご覧くださいと存じます。

まず提案理由ですが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、同法8条第2項及び同第18条第2項の規定に基づき山元町農業委員会の委員及び山元町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定するため、地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

1、条文構成等ですが、項目、内容順に読み上げます。趣旨、第1条ですが法律に基づき山元町農業委員会の委員及び山元町農地利用最適化推進委員の定数を定めることを規定するものでございます。農業委員の定数、第2条ですが山元町農業委員会の委員の定数を8人と定めるものです。推進委員の定数、第3条ですが山元町農地利用最適化推進委員の定数を11人と定めるものでございます。

続いて附則ですが、2、施行期日は平成30年1月29日です。

3、準備行為（附則第2項）ですが、農業委員及び推進委員選任のために必要な行為を施行期日前に行うことができるとする規定でございます。4、山元町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止でございます。附則第3項ですが、山元町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものでございます。続いて5、附則第4項で山元町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。改正内容としましては、条例別表に新たに創設される農地利用最適化推進委員の報酬額

を定めるとともに、農地利用最適化交付金が交付された場合、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対する報酬の上乗せ支給を可能とするため所要の改正を行うものです。農業委員会会長、同会長職務代理者並びに委員の報酬については改正前と変わらず、農地利用最適化推進委員の報酬額を農業委員と同額とするものでございます。

以上、議案の概要を説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番遠藤龍之君の質疑を許します。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私、全協でちょっと事情があつてさらに詳しい説明を聞いてなかったということから質問させていただきます。

そもそも説明資料ではこの農業委員会、上位法といいますかね、農業委員会に関する法律が改正されたということで町も条例化ということ、そういった説明の条例の改正ということだと思んですが、そもそもその農業委員会の法律が改正されたのが28年4月1日ということですが、その後の町の動きというのはそこで提起された内容かと思うんですが、その間どういった取り組みがなされたのかお伺いいたします。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。28年4月1日に法律が施行されました。山元町に関しましては任期が30年1月までというふうなことでございますので、任期をもって改正するというふうなことでございます。その間、関係各団体にはこの条例が新制度移行が行われるというふうなことにしまして説明を行っているというふう引き継いでおります。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。何で確認してるかという、非常にこの中身の大きく変わる内容のものとなっていると。まさにこの山元町の農業政策に、あるいは方針等々を定める上でも重要な内容のものであるということを受けとめたときに、そしてこの内容についてはいろいろ私もまだ詳しくないんですが、いろいろ町としてのものもありますよと。各市町村の実情を勘案しといったような表現もなされているということは町独自の上位法ではこういうふう、して指示されている内容であっても町独自、町の事情があればその限りではないですよというふうな受けとめをするんですが、そちら方から出してきた説明資料によればですねということもあるということであればこれはやはり我々も皆さんと同様の知識の中で情報の中で確認しなければならない。当然この内容については我々議会も議決のこの対象になっているということからすると我々にも十分その学習する知識吸収する期間が必要であったということから今確認してるわけですが、提案時期がもっと早くてよかったのではないかとというふうなことで今確認しているわけですが、その辺についての検討はいかがだったのかお伺いいたします。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。提案時期につきましては、各市町村それぞれというふうに部分もあると思うんですけれども、山元町に関しましては来年の1月の任期に伴って事前に募集であったり公告、告示の準備を行う必要性がございます。また、候補者の評価も行う必要があるというふうなことがございます。したがって、12月定例議会には議員の皆様のご同意を提出する必要があるというふうなことから、現在の今6月定例議会の提案になったというふうなところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、あの聞いてるとちょっとね。何でもっと早く提案しな

ったのっていう今質問してるんだけど、できなかったのという質問してるんだけど、今の答えで言うと12月まで決めればいいんだからという内容のものでそれでいいんだったらそれで充分そこまで時間かけて我々も対応しなくちゃ、そういう意味から言えば12月まで決めるということであればあと6カ月半年あるわけだから、我々もそれなりのその知識、皆さんと同等の知識の中で結論を出せるなということになるわけですが、そういうことでいいんですか。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。説明が舌足らずな部分がありました。12月はもう委員の選任の議会同意をいただく議会といたしたいと考えてございます。また、それに事前に募集の求めであったり、立候補であったりというふうな事前行為がございますので、その期間を設けていただいて、少なくとも9月までにはこの条例を議決いただきまして、それに伴った諸準備を行いたいというふうに考えているところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、なぜもっと早目に提起提案されなかったのか。28年4月にはもう国の制度としてもうこうなるんですよ、こうなさいというような指示があったかと思うんです。そういう流れの中での今の作業、取り組みだと思うんですが、だとすれば1年間放置という言葉はちょっと表現悪いんですが、動かない中で29年に入ってようやく動き出したというような流れに見えるんですよ。提起のされ方、今のね。今回の提起のされ方すると。そうすると、我々はこの重要な中身内容を3カ月未満のスケジュールから言えば3カ月程度で結論出さなくてない、議員として議会としてね。ちょっと私はこうそういう意味では大変な作業だなと、議員としてね。いうことから確認してるんです。ちなみに、まあわかりましたというかその動きについては過去のことになっていきますがそれをどうこうということもありますが、他自治体の動向とはこの件に関してはどういう動きになっている。同様の動きになっているのかどうか。

議長（阿部 均君）よろしいですか。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えいたします。本来であれば28年の法施行に伴って条例も本町においても審議の準備を進める必要性があったのかなというふうには思いますけども、ほかの市町村、先行して行っている県内各市町村の動向を見ますと、直前の議会においてこの条例を可決していただいて準備募集行為を行って、同意議案を提出しているというふうなスケジュールになっているところがございますので、これらの参考にして山元町においては、このような今議会の提案というふうな形にさせていただいたところでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この件についてはさらに深い議論が後で控えているということもあるんで、なんですが、いずれにしてもこの提案時期に問題にはなかったかと。1年を超えてるんですね。我々が調査して審査する期間というのは非常にこの拘束されてたもの、そういう条件の中でこれを決めなくちゃならないということになるわけです。ということで非常にこの提案時期には問題があるということを取りあえずこの場では指摘しておきたい。そしてなぜその審議その期間を要すのか。基本的に大きなことがこの変わっているわけですよ、これ。大きな問題、例えば公選制が廃止されて任命制ということにね。というこれは大きなこの制度の変更なわけです。というのを我々はこれをどう受けとめて判断して結論出せばいいのかと。その前に国がそういう制度にしたということでそれに基づく内容だということになるわけですがけれども、ですからなおのこと我々自身がこのね、我々は今度町民の皆さんに説明しなくちゃならない、求められたときに。そ

のときに納得理解の得られるような説明をするためには我々自身もこのことについては相当な努力をしなければならぬというような受けとめから今確認しているわけです。このとりあえずこの公選制から任命制に変わった。それはなぜ変わったのか国の方針だ。どういう理由で書いたのかとりあえず確認します。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。一般的なお話しが申し上げられませんが、これまでの農業委員会の委員の選挙制でございました、あと任命制でございました。多くの自治体で選挙を行っても定員にぴったりというふうな形で選挙が行われてこないというふうなところがございます。また、国の大きな農業政策の流れとして農業委員の業務と農地利用の最適化を推進していくというふうな業務が同一農業委員だけでは困難だというふうなことで、新たに最適化推進委員というふうな別組織を設けて強力で最適化を進めていく必要があるというふうなことでございます。こういうふうな大きな農業施策の流れがあつて、今回の農業委員会制度の変更というふうなことに伺っております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうこと話していると非常に重要な変更なんですよ、内容ね。それはプロの方々や専門職の方々、それで事前のその情報が入ってきてそれなりの理解は示され示すことができるかと思うんですが、我々今きょうここで一番早い情報で5月の産建常任委員会ですか、そこで示され我々はこの前の全員協議会で示された内容、しかもそれが十分なその説明の内容になっているかという、これはそこから今度我々はまた改めてその一つ一つを確認していかなくちゃならない作業を行わなくちゃならないわけですが、その重要なことをどこまで理解すればいいのか。公選制がこの任命制に変わるつつうことは大きな変更で、これをこの件につきましては、我々自身もさらなるその調査してそして判断が求められるものかなというふうには思っているところですが、その辺の大きなこの変化変更の理由がですね、我々にあるいは町民一人一人があるいは関係者に理解できるような理由となるかどうか。今の理由については甚だ私はこう十分理由になっているのかなということではちょっと疑問を多くするところです。今ここでそういった議論をするつもりはございません。今後後に控えてもいることでありますので、それからここでうんと強調してんのがこのなんだその農地最適化の推進、農地最適化利用の最適化っていう言葉が方々に出て来るんですが、この辺の内容についてはいかがなものなんでしょうか。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。現在農業委員が農地パトロール等々の農地最適化の業務を含んで実施、行っているというのが現状でございます。今後はこの農業委員会の一の仕事、重点化の仕事としていわゆる遊休農地の発生防止、担い手への農地等の集約、集積集約化、これらの業務が主の最も大事な業務であるというふうな位置づけをされました。これを強力で推し進めるためには今現在の農業委員、権利移動等々を審査する農業委員だけでは不足するというふうなことから、別組織の農地最適化の推進のための委員を新たに設けて強力で相互連携を図って強力でこの適正化を、最適化を図っていくというふうな方針に変わったということでございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でもちょっと理解がなかなか進まないんですが、あの体制強化を図るということを目的としているということなんですが、その体制強化の内訳内容について確認します。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答え申し上げます。体制強化といいますと、農

業委員の委員の数につきましては農地のこれまで同様の業務というふうなことでございますが、これまで行っていた農業委員が担っていた先ほど申し上げました農地の農用地の集積集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進などこれらを専門というか主任業務として行う組織を新たに設けて、農業委員会制度、農業委員とともに最適化の推進に進めていくというふうなことで体制強化というふうなところを理解いたしております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。具体的に示していただきたい、例えば人数等々の変化とかですね。その辺はどのようなこの体制強化をあらわすようなこの内容になっているのか。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。端的に申しますと、今現在17名で農業委員を運営いたしております。これを農業委員8名と推進委員11名で、合計19名で農業委員会の運営を行っていくというふうなことになりますので、人数的には2名増というふうなことになります。これが一つの体制強化というふうな部分でもございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう人数的には2名、ただその仕事の中身等々あるかと思うんでそれは今後も審査調査の中でどうなっていく。人数的には2名、じゃあ仕事の内容として体制強化、それは内容もこういうものになると求めるものもということで体制強化ということなんでしょうが、その内容が農業委員会の活動の内容がどのぐらいで強化される内容のプラスアルファされるのはどういった内容のものなのか確認します。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。いわゆる耕作放棄地の目標を定めて、これに目標に向かって最適化の業務を行っていくことになります。いわゆる農地の集約、集積集約化、遊休農地の発生防止解消、減少ですね。あと新規参入の促進などがこの目標数値に近づくことによって今後定めます目標に向かって推進するというふうなことが体制強化でありますし、業務の明確化というふうなことになろうかというふうに思います。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。17名と19名、それから仕事の内容も大きく説明の中では変わっていないというふうな受けとめをするんですが、今の内容が今の現体制でできなかったのか。できなかったからそうするんだというふうな形ということにも聞こえてくるわけですが、私はそういう受けとめ方はできない。あくまでもこれは国の制度上こうするという、こういう内容のものになるということなんでしょうが、いずれにしてもそういう意味で大きな改正ということでは納得のできる理解できるものとして送り出す我々としてはですねということにしくちやならないということになるというふうなことでちょっと確認してるんですが、それからここでこの新しく出てくる予算の範囲内、ノーリスク、予算の範囲内というこの予算の範囲ってどの程度のどういうふうな受けとめればいいのかね。この辺もこの条例のこの中にもこのそういう説明があるわけですが、これをどう理解すればいいのかということなんですが、いかがでしょう。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えします。この能率給につきましては国から毎年12月に要綱が出るというふうなことを伺って聞いておりますけれども、最適化交付金というものが新設されて、各市町村に交付されます。これらのものを報酬に上乗せして支給するという制度でございます。はい。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。それはだからこれを審査するときにはそれは示されないということですね。我々知らない中でねこの結論を出さなくちゃいけないのかということになるん

ですが、そういうことなんでしょうか。予算の範囲内、予算がね1,000万円だと、1,000万円の中でその町長の判断で振り分けする、あるいは1億円だとそういうのがね私たちはちょっと判断しようがないんです、予算の範囲内で。これを能率給でこの下のいろいろな仕事が生まれてきてそれに対してしてその辺もわかんないよ。今想像のあれ。それに対してご苦労さんということであんた負担の決められた仕事以外のことやってもらってどうもねということで、それに対して配給します。配給しますというような内容のものなのかなというような受けとめで今確認してんです。だったらその予算の範囲内のこの予算というのは明確に示されないと我々はこの部分で通過させることができんのかなという疑問から今確認しているところなんです、それが今の話では年度末、年末、年度末に交付するというふうになるとちょっとそれがどういうふうに我々は判断、わからない中で判断しなくちゃなんないのかなというようなことで今確認しているんですが。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。お答えいたします。この能率給というものに関しては、積極的な農地利用最適化活動に対する経費、報酬の上乗せ分というふうな形で農地利用最適化交付金というふうな形で交付されます。これらにつきましては予算計上いたしまして、支給するというふうなことになりますので、その際の審査というふうなこともございますし、その予算が確定つつか交付額が確定した段階でこの交付の割り振りについて検討する必要があるというふうなこともございます。それらの経緯については皆様にご報告を申し上げて、その交付支給額っていうか上乗せ額について審議していただくというふうなことになるかというふうに思ってます。以上です。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明ちょっとわかんないんですが、予算の範囲内で決めるってここに明記さっているんですよ、この条例の中にもね。その予算の範囲内っていうのがどの程度なんですかっていうことを聞いているんですよ。

議長（阿部均君）おおよそわかんないの。全くわかんない。わかんねごったらわかんないできちっと。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。では、お答えします。金額についてはまだ明確になってない部分がございますが、農地集積等の成果実績、目標を定めてそれ目標に到達した市町村には手厚く、目標に届かなかった市町村には薄くというふうな形の成果実績に関する成果実績払いが全体の7割でございます。また、活動実績、活動報告を受けて交付される活動実績については3割というふうな、7割・3割の割合で市町村に交付するというふうなことを聞いてございまして、その額については、実際の額については今のところまだ確定いたしておりませんので、まだ明確にお答えする、今現時点において明確にお答えすることができない状況に今ございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、そのように明記されているから今確認したんだけど、それが示されなければ、この条例を我々は責任を持って決めることができかどうかということを確認してんですよ。まんだ逆にだら国の予算もわかんねべ。国の全体の予算が多分国の予算もないんだとまだ決めかねているとは思うんだけど、そういうふうな状況の中で提案されて我々がこれをどう判断してどう結論出せばいいかっていうことになると、甚だ不安な内容のものだ。そもそもこの内容を町はどの程度検討して、我々に提起したのかちょっとその辺伺います。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。私が農業委員会引継ぎをいたしまして、農業委員

会に就任してから農業委員会の委員の皆様にも概要の説明を行いましたし、また、農業委員会の会長に現状の状況をヒアリングっていうか話し合いを行っております。最終的に議案の提案というふうなことでございますので、町長と協議を行いまして、この定数の決定というふうな上程というふうな形になってございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、たった1カ月くらいの中で議論して検討して我々に提案したという受けとめになるんですね。そういうふうに受けとめました、今の答えではね。全く1年間何もつつかそのつながりとかね。そうしてそんな程度で我々提案されて、そしてこれを3カ月の中で3カ月もないんだね。そういう意味で言えばね。9月というふうに私は決まんねければ9月でねくてもさっきの話では12月でもってというような話があったから。状況についてはわかりました。これ以上あれしてもなかなか前に進まない議論としては、はい。

農業委員会事務局長（齋藤三郎君）はい、議長。大変申しわけございません。舌足らずなところがございまして、私が着任してからというふうなことでございまして、前局長につきましては各市町村の先行して行って実施している市町村もございまして、これらの市町村の動向等々を把握したり、近隣市町村の状況を把握したりというふうなことから私がスタートしたというふうなところを、お受けとめいただければというふうに思います。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。あのね、ちょっと姿勢に問題があんのかなと思うんだけど、各市町村のってみんな同時出発だからね。ほかの自治体もね。各市町村のできてからおらほやりましようなんていうね、そもそもその辺の姿勢にも大きな問題があると言わざるを得ません。という、この間やりとりの中でなかなか町のほうの対応についてはよその取り組みの状況については理解できました。その理解した上で我々はどのように判断するか、今後審査して判断するかというふうなことになろうかと思えます。以上で質問終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号は、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第32号は産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は6月12日午前10時開議であります。

ご苦労さまでございました。

午前 11時49分 散会
